令和元年11月13日(水)午後5時00分~

大阪広域環境施設組合 あべのルシアス11階 会議室

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との本交渉 議事録

(環境施設組合)

去る5月23日に大阪市従業員労働組合から申入れを受けた「自治労現業統一闘争に関する要求書」について、4点目、6点目、8点目、9点目、10点目、12点目、13点目を交渉事項として取り扱うこととし、本環境施設組合の回答を示していく。

まず、4点目の項目の業務執行体制の構築については、職制自らの判断と責任に おいて行う管理運営事項であるが、環境施設組合としても、職員が高齢化し、市民 サービスの充実、組織の活性化、職員の士気向上、大規模災害時に市民の安全安心 を確保するために果たすべき危機管理などに課題があることは認識している。引き 続き、職場の状況把握をした上で、勤務労働条件に影響する内容については、交 渉・協議を行っていく。

6点目の項目の技能労務職給料表1級から2級への昇格条件であるが、この間、 提案・協議してきたとおり、技能労務職2級班員制度について次年度より導入する こととする。

なお、2級班員の制度運用については、制度導入後も検証を行うとともに、大阪 市の動向を十分注視し、対応を図っていく。

また、引き続き、昇格条件の改善に向けて、協議を行っていく。

次に、8点目の項目であるが、「雇用と年金の接続」を図るため、大阪広域環境施設組合再任用職員要綱に基づき、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考による任用を実施することとしている。なお、今後の高齢者雇用については、引き続き、国や大阪市の動向を見据え、業務実態を十分踏まえた対応をしていく。その上で、職員の勤務条件に関することは、誠意を持って交渉していきたいと考えている。

9点目の項目であるが、事務事業の見直しに伴い勤務労働条件を変更する必要が

生じた際には、労使合意を基本に真摯に交渉・協議を進めていきたいと考えている。

10点目の要員配置については、職制が自らの判断と責任において行う管理運営事項であるが、それに伴う職員の勤務労働条件については、誠意をもって交渉を行っていく。

12点目の安全衛生については、本環境施設組合においては、健康管理担当医(精神科医)および各事業所に産業医を配置し、安全衛生管理体制の整備に努めるとともに、健康管理担当医による各種研修を実施するなど、職員自身の意識の高揚を図り、安全衛生について効果的な取り組みを行っている。

また、公務災害の未然防止・再発防止の観点については、リスクアセスメントの 取り組みを進めるなど、職場における安全衛生水準のさらなる向上に努めていると ころであり、引き続き取り組みを進めていきたいと考えている。

特に、熱中症予防対策としては、熱中症対策標語の掲示、庁内情報パソコンを活用した情報発信、DVD視聴覚教材を使用した職場研修などを実施しており、今後も内容の充実に努めるなど継続して取り組みを進めていきたいと考えている。

また、労働安全衛生にかかる法改正等についても必要な周知を図っていきたい考えている。

13点目の作業服等については、これまでから、安全性や機能性等も考慮した改善に努めてきたところであり、当環境施設組合においても、引き続き、大阪市の実態を踏まえつつ、実態に応じた作業服等の貸与について、協議・検討していく。以上である。

(大阪市従業員労働組合)

ただ今、事務局長より、5月23日に市従が申し入れた「2019自治労現業統一闘争に関する要求」の内、7項目に対する回答が示された。

各項目については、大阪市から環境施設組合に移行してもなお、引き続く課題であり、市従組合員の勤務労働条件にかかわる大きな内容である。示された回答について、幾つか指摘し、環境施設組合の認識を質しておく。

まずは、市民サービスの充実と、円滑な業務を遂行するために組合員の勤務・労

働条件改善についてである。

市従は、大阪市と10月24日に行った「2019自治労現業統一闘争に関する要求」における回答の団体交渉の中で、長期にわたる新規採用の凍結と退職不補充など大幅な人員削減が、市従組合員の勤務労働条件に、多大な影響を及ぼしていることを指摘してきた。さらに、コスト削減は、災害時のみならず通常業務を遂行するにあたっても、必要な実動体制を保持するための、人員や機具機材の確保にも影響することは明らかであることから、質の高い市政運営を行うため、必要に応じた予算措置を行うよう求めてきた。

近年、全国各地で自然災害が頻発しており、大阪においても、大阪北部地震や西日本集中豪雨、とりわけ、昨年の台風21号の直撃は市民生活に大きな爪あとを残すこととなった。その際、市従組合員は、限られた人員や機具機材で、台風の被害を最小限に抑える努力と、市民が快適に生活できるよう、一刻も早い都市機能の回復に向け復旧・復興業務に邁進してきた。市従は大阪市に対して、大規模自然災害時の対応に必要な人員と機具機材を確保することはもとより、各現場の厳しい実態と努力をしっかり受け止め、組合員の勤務・労働条件を改善するよう要請してきたところである。

市従としては、環境施設組合においても、効率化のみに視点をあてた事業運営を行うのではなく、一層の環境保全・資源循環型社会を展望した取り組みと、市民の安全と安心を確保するため、災害時に対応できうる業務執行体制を構築すべきと認識している。現在、焼却工場においては、老朽化も進行しており、過去の大阪市政における焼却工場整備・配置計画にもとづき、焼却工場数が減少されたことから、現在においては、通常の一般廃棄物を受け入れるのも困難な状況にあり、安定した操業だけでなく廃棄物行政全般にも大きく左右している。このような現状で、今後、予測をしておくべき大規模自然災害が発生すれば、長期にわたって市民生活に多大な悪影響を来たすことは必至であると認識している。たとえ災害が起こったとしても、市民生活に支障を来たさない安定操業を行うため、環境施設組合は管理者である大阪市と連携を図り、早急に対策を講じるべきである。

そのうえで、廃棄物行政における公的役割と責任を果たすため「直営体制」を基本に、持続可能で安定した焼却・処理体制の確立と、労使交渉に基づき、組合員が

不安なく「働きがい・やりがい」をもって業務に精励できる職場環境づくりを構築 すべきである。環境施設組合として、現場実態に即した要員を確保するためにも、 一刻も早く採用凍結を解除し、新規採用を行うよう強く求めておく。

次に技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の課題である。

市従は、給与制度改革により、多数の組合員が最高号給に到達していることから、現在の給与制度そのものが限界であることを、大阪市に対し繰り返し指摘してきた。おかれている状況は、環境施設組合においても同様であり、昇格条件を改善することは、組合員の労働意欲やモチベーションの向上という観点からも、極めて重要な課題である。

先程、環境施設組合の回答において、大阪市と同様に2級班員制度を次年度より 導入することが示された。市従として、2級班員の新設に関しては、この間の交渉経 過を踏まえ、一定の進展が図られたものと認識するところである。しかしながら、 これまで市従が求めてきた内容からすれば、決して満足できるものではなく、現在 の給料表構造の抜本的な見直しと、それに伴う昇給・昇格制度の構築が不可欠であ り、人事・給与制度は一体のものとして取り扱うべきものと考えている。

環境施設組合として、昇格条件の改善について、現在の職場実態を踏まえ精力的 に検討するとともに、自立性を発揮し早急に行うよう強く求めておく。

次に高齢者雇用制度についてであるが、年金支給開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の接続は重要な課題である。これまでも繰り返し指摘してきたが、組合員が定年退職後、年金支給開始までの生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、再就職を希望する全ての組合員の雇用確保を図るとともに、処遇改善をはじめ、技能職員の業務実態を十分踏まえた高齢者雇用制度を構築するよう求めておく。

次に労働安全衛生の課題である。

環境施設組合より、公務災害の未然防止と再発防止に向けての考え方が示されたが、引き続き、労働災害や職業病のゼロをめざし、施設や職場環境も含めたリスクアセスメント対策をはじめ、労働安全衛生対策の充実・強化を図るよう求めておく。

あわせて、熱中症予防対策についても今後の取り組みを含めた考え方が示され

た。

熱中症については、労働災害を未然に防ぐという組合員の努力と対策により、大事に至らなかった状況があると認識している。環境施設組合として、こうした現場努力の実態を改めて認識し、職場の実態に応じた対策を適切に講じ、労働安全衛生委員会などにおいて、十分な協議を行うよう要請しておく。そのうえで、労働安全衛生対策にかかわる環境施設組合の考え方を示されたい。

次に心の健康づくり対策についてである。メンタルヘルスケアに関わっては、予防の観点を含めた計画策定を行うことが重要であり、環境施設組合として、今後も精神及び行動の疾患者数を増やさない取り組みを主体的に推進するよう求めておく。さらに、メンタル不調の予防対策を含めた「働きやすい職場環境づくり」への取り組みの推進など、環境施設組合としての対応について考え方を示されたい。

最後に作業服等の改善についてであるが、これまでの被服制度については、長年、労働安全衛生の観点を踏まえ、労使双方の工夫によって現在の制度を築き上げてきたところである。環境施設組合として、引き続き、労使交渉に基づき、労働安全衛生面に十分配慮し、業務実態に見合った被服制度を確立するため、都度の検証と協議を行うよう要請しておく。

(環境施設組合)

ただ今、委員長から、いくつかの要請と指摘を受けたところである。

まず、要員配置についてであるが、環境施設組合としては、廃棄物行政を推進する ためには、持続可能で安定した焼却・処理体制の構築が重要であると認識している。 体制の構築にあたっては、業務量・業務内容に見合った適切な要員配置を、環境施設 組合が主体的に検討を行い判断すべきものと考えているが、職員の勤務労働条件につ いては、引き続き、皆様と誠意をもって、交渉を行っていきたいと考えている。

次に、昇格制度についてであるが、環境施設組合としても、職員の労働意欲・モチベーションの向上を図ることは重要であると認識しており、委員長から指摘のあった点や現在の職場実態を踏まえ、大阪市の動向を見据えながら対応を図っていきたいと考えている。

次に、雇用と年金の接続についてであるが、職員が年金支給開始までの生活に不安

を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備することは必要であると考えており、 現在再任用制度により対応することとしている。

再任用を希望する職員については、勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行 に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められるものの中から、 選考により任用することとしている。

なお、今後の高齢者雇用については、引き続き大阪市の動向を注視していきたいと 考えている。

次に、労働安全衛生についてであるが、公務災害の未然防止や再発防止の観点から、 災害状況の把握や原因究明は非常に重要であり、安全衛生委員会において、議論する とともに、熱中症対策をはじめとした労働安全衛生対策にかかる職員への周知方法に ついて、継続して改善に取組み、積極的に情報発信を行っていきたいと考えている。 続いて、心の健康づくり対策であるが、当環境施設組合においても、ストレスチェ ックを実施し、また「メンタルヘルスに関する相談窓口」を設置し、早期発見・早期 改善に向け取り組んでいるところである。

最後に作業服についてであるが、大阪市の動向を見据えながら、業務実態に応じた 作業服を貸与できるよう、引き続き、皆様と協議・検討していきたいと考えている。

(大阪市従業員労働組合)

ただ今、環境施設組合より、各項目についての認識が示されたが、改めて、項目を 絞って指摘をしておく。

まずは、持続可能で安定した焼却・処理体制の構築に向けた業務執行体制の確立についてである。

環境施設組合においては、これまでの新規採用の凍結などにより、組合員の平均年齢も高く、限られた要員の中で日夜、創意工夫を重ねながら、厳しい状況にあっても安定操業に向けて業務を遂行しており、結果的に組合員の勤務労働条件にも大きく左右している。先ほど触れた内容ではあるが、大規模自然災害時における必要な人員と機具機材の確保はもとより、技術や技能の継承もでき得ない状況であることから、公的責務を果たしていくことへの影響も危惧される。また、近年、多発する大規模自然災害の状況を顧みれば、幅広く災害マニュアルの見直しも必要と考えるところである。

今後、災害対策を行ううえで、現場を熟知し、その第一線で業務を遂行する技能職員の存在は、なくてはならないものであり、環境施設組合の回答でも示されているように、災害時の対応や職員の高齢化に関して課題意識を持つのであれば、市民サービスに支障を来たすことのない、業務執行体制の構築を早急に確立すべきである。あわせて、高度な技術や技能は短期間で習得できるものではなく、そのことの継承が不可欠であることから、採用凍結を解除し新規採用を行うべきである。

災害発生時における焼却・処理体制は、市民生活と密接に関わる課題であることは 言うまでもなく、環境施設組合は、この間の災害を教訓とし、平時から災害を想定し た体制を整えることはもとより、業務に必要な要員を確保し、市民に必要とされる行 政サービスが、十分に提供でき得る業務執行体制を構築するよう強く求めておく。

次に昇格条件の改善についてである。環境施設組合より、「職員の労働意欲・モチベーションの向上を図ることは重要である」との認識が示されたが、より質の高い公共サービスを提供していくうえで、組合員の「働きがい・やりがい」などモチベーションを高めていくことは、最も優先すべき事項である。そのためにも、繰り返しとなるが、環境施設組合として自立性を発揮し、昇格条件の改善にむけた対応を図るよう強く求めておく。

労働安全衛生対策についてであるが、公務災害を未然に防止することは、使用者責任における、安全配慮義務は然るべきであり、極めて重要であると認識している。特に労働安全衛生対策にかかわる効果的な職員周知は、組合員の安全衛生に対する意識の高揚だけでなく、公務災害の発生抑制にもつながるものと認識している。環境施設組合として、職場の労働災害ゼロをめざすため、労働安全衛生体制の確立を図り、安全衛生にかかわる職員への周知方法については、積極的に改善を行うことを重ねて要請しておく。

「心の健康問題」については、職員のメンタル不調の未然防止に向けた取り組みを 充実させることはもとより、再発防止と、休職から復職後の再休職者数を減少させる 取り組みを進め、健康保持・増進と、全ての職員が快適で働きやすい職場環境を確立 するよう求めておく。

(環境施設組合)

ただ今、委員長から、数点の要請を受けたところである。

環境施設組合としても、昇格条件の改善については、現在の職場実態を踏まえると ともに、大阪市の動向を見据えながら対応を図っていきたいと考えている。

また、労働安全衛生に係る諸課題をはじめ、職員の勤務労働条件については、今後 も労働組合の皆さまと協議のうえ、誠意をもって対応していきたいと考えているので よろしくお願いする。

(大阪市従業員労働組合)

あらためて、環境施設組合より、昇格条件の改善と労働安全衛生にかかる諸課題など、勤務労働条件についての考え方が示された。この間の交渉においても環境施設組合は、大阪市の動向を見据えた対応を図るとの認識を示しており、市従としても、そのこと自体すべてを否定するものではないが、大阪市とは別で、自立している組織であることから、環境施設組合としての独自性や主体性を積極的に発揮すべきであると認識している。今後、市従組合員が「働きがい・やりがい」のもてる職場環境を構築するとともに、組合員の勤務労働条件をはじめ諸課題の解決にむけ、労使合意を基本として、誠意をもって対処されるよう改めて求めておく。

そのうえで、本日、示された回答内容は、環境施設組合に働く市従組合員にとって重要な課題であり、今後も引き続き、市従本部ならびに「大阪市職従環境事業局支部協議会」と十分な交渉・協議を尽くし、誠意ある対応を図ることを再度要請し「2019自治労現業統一闘争に関する要求」に対する回答について、一定、大綱的に判断することとし、本日の交渉を終えることとする。